

自転車の通行位置



信号について

原則、車両用信号機に従って進行しなければいけません。

特に、横断歩道を通行して道路を横断する場合や歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の表示がある場合は、歩行者用信号機に従わなければいけません。

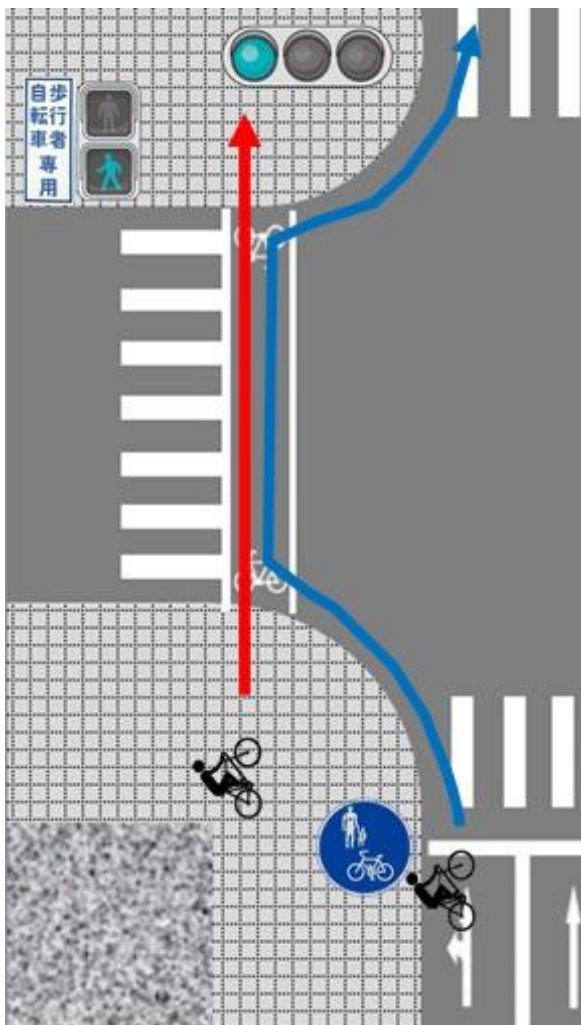


歩行者自転車専用信号機





歩行者用信号機

自転車横断帯がある場合の通行位置



自転車で車道を通行していても、自転車横断帯がある交差点においては、自転車横断帯を通行しなければいけません

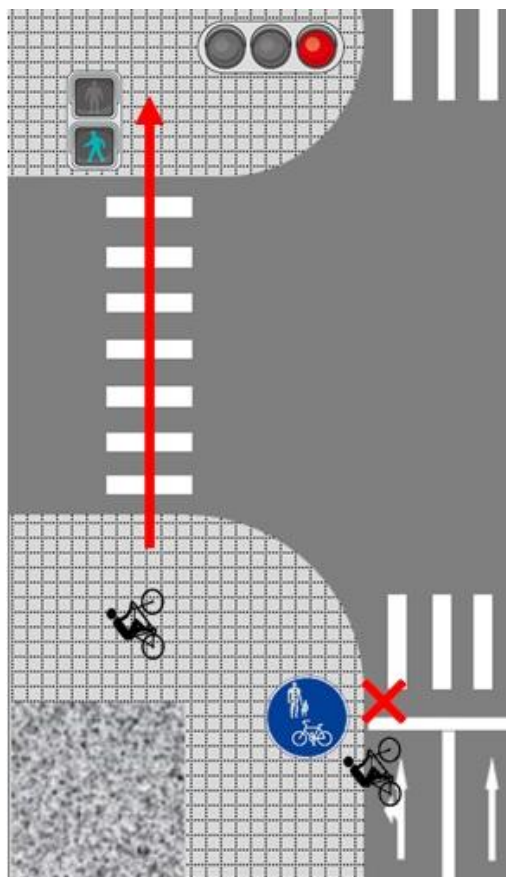
-  歩道通行の自転車
-  車道通行の自転車



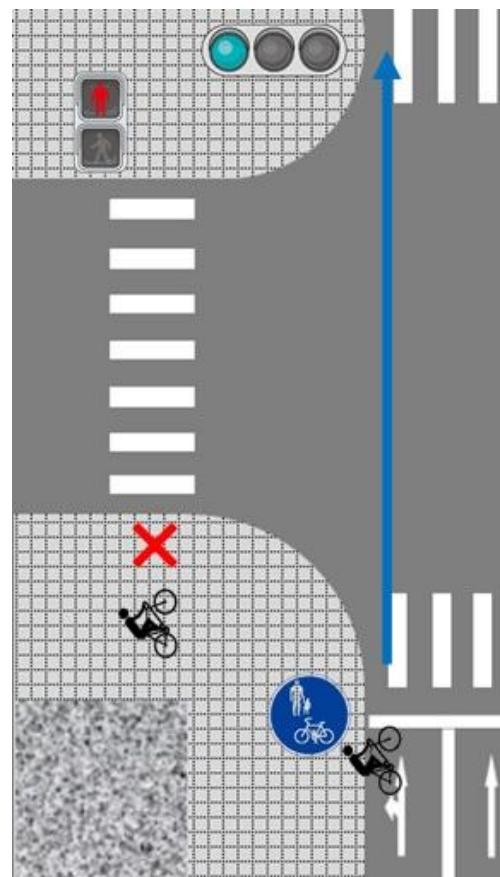
この通行方法は、交差点を直進する自転車が、一旦、左折するようにして自転車横断帯に入るため、不自然かつ不合理であり、場合によっては左折しようとする自動車と交錯するなどの危険な状況が生じていることから、現在設置している**自転車横断帯の撤去を進めています**

自転車横断帯がない場合の通行位置

横断歩道を通行する場合は
歩行者用信号に従って
横断歩道を通行します



車道を通行する場合は
車両用信号に従って
道路の左側に沿って通行します

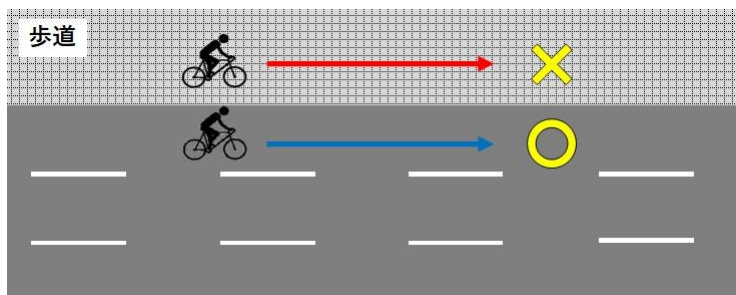


兵庫県警察ウェブサイトより

<https://www.police.pref.hyogo.lg.jp/traffic/bicycle/rule/index5.htm>

道路標識・道路標示がないときの通行位置

歩道があるとき



車道を通行しなければなりません

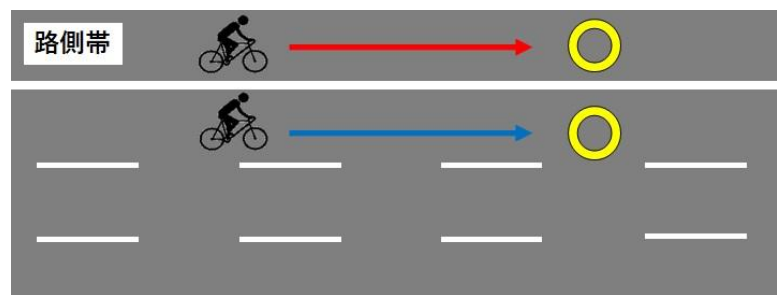
(道路交通法 第17条 第1項)

ただし、次の者は普通自転車により歩道を通行することができます

- ① 児童及び幼児（13歳未満）
- ② 70歳以上の者
- ③ 普通自転車により安全に車道を通行することに支障を生ずる程度の身体の障害を有する者

(道路交通法施行令 第26条・道路交通法施行規則 第9条の2の2・身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)別表)

路側帯があるとき



路側帯を通行することができます

この場合、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければなりません

(道路交通法 第17条の2)

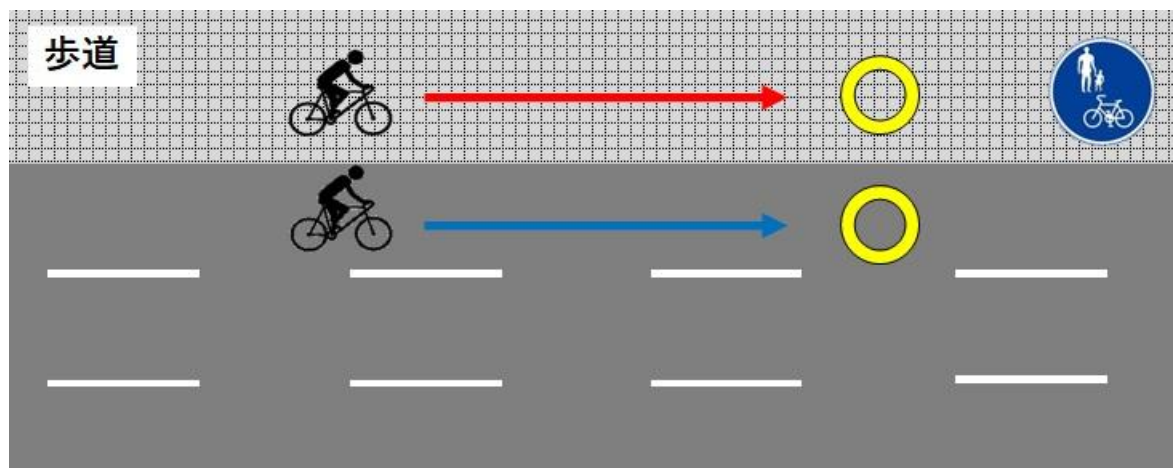


『通行可』であって、『通行しなければならない』義務ではありません

よって、路側帯と車道のどちらでも通行して良いこととなります

道路標識・道路標示があるときの通行位置

自転車及び歩行者専用の道路標識があるとき



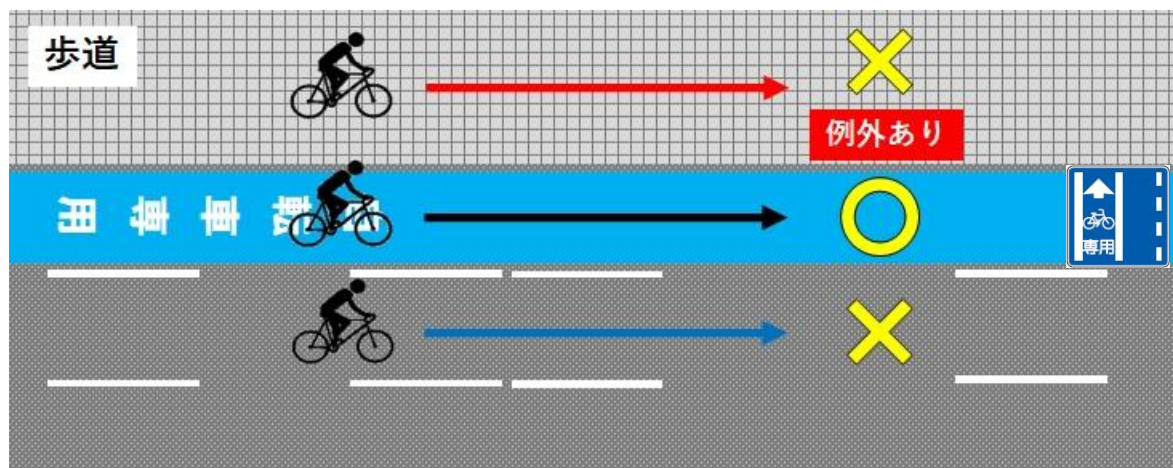
道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができることとされているときは、歩道を通行することができます

(道路交通法 第63条の4 第1項)



『通行可』であって、『通行しなければならない』義務ではありません
よって、歩道と車道のどちらでも通行して良いことになります

自転車専用の道路標識・道路標示があるとき



車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により通行の区分が指定されているときは、通行の区分に従って、車両通行帯を通行しなければなりません

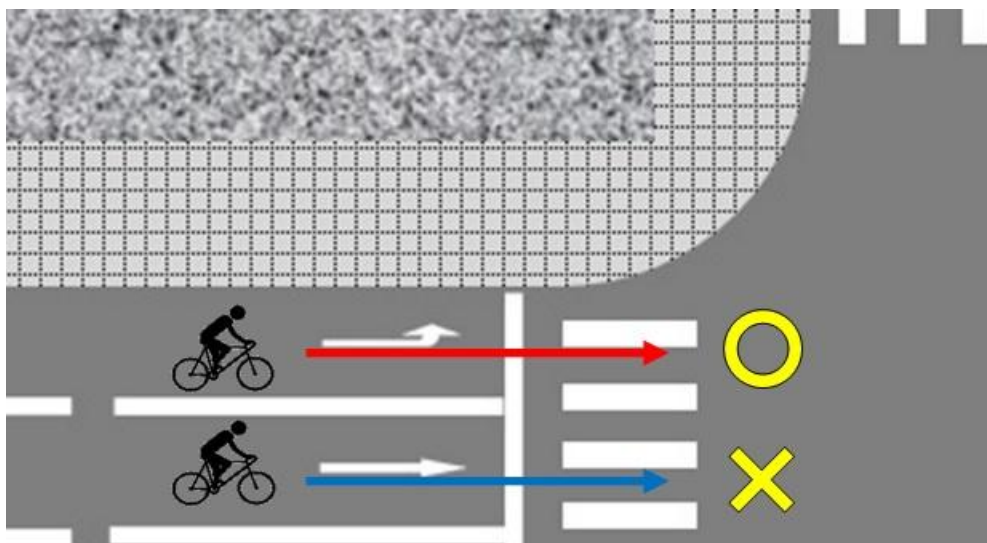
(道路交通法 第20条第2項・第63条の3)

ただし、次の者は普通自転車により歩道を通行することができます

- ① 児童及び幼児
- ② 70歳以上の者
- ③ 普通自転車により安全に車道を通行することに支障を生ずる程度の身体の障害を有する者

(道路交通法施行令 第26条・道路交通法施行規則 第9条の2の2・身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)別表)

もっとも左側の通行帯が左折レーンのとき



原則として…

最も左側の車両通行帯を通行しなければなりません

(道路交通法 第20条第1項)

車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により交差点で進行する方向に関する通行の区分が指定されているときは、指定された通行区分に従って指定された車両通行帯を通行しなければなりません

ただし、軽車両や二段階右折する原動機付自転車は、この規制の適用外です

(道路交通法 第35条第1項)

他の交通ルール等については

ウェブサイトの「教習教材PDF」ページでも

ご確認ください

<https://www.kobe-drivers-support.com/teaching-materials.html>

技能編



学科編



神戸ドライバーズサポート

神戸・芦屋・西宮 ペーパードライバー出張教習 企業向け研修・講習